

特記仕様書

第1編 共通編

第1章 総則

項目(節)	内容
週休2日制工事の対象	<p>発注者指定型の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、秋田県週休2日制工事（発注者指定型）である。 ・週休2日制工事の実施については、「秋田県週休2日制工事実施要綱」及び「秋田県週休2日制工事に関する森林整備運用」に基づいて実施するものとする。 <p>受注者希望型の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は秋田県週休2日制工事（受注者希望型）である。 ・受注者は、施工計画書の提出前に、現場閉所又は交替制による週休2日の実施の有無について、監督員と協議すること。 ・週休2日制工事の実施については、「秋田県週休2日制工事実施要綱」及び「秋田県週休2日制工事に関する森林整備運用」に基づいて実施するものとする。

現場説明書（条件明示）

第2編 現場説明事項

第1章 条件明示

項目	内容
<p>10 その他</p> <p>その他条件 (週休2日制工事)</p>	<p>・その他の条件は次のとおりです。</p> <p>(発注者指定型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は通期の4週8休以上の現場閉所を行う前提として、予定価格の各経費に補正を行っています。 ・工期内において通期の4週8休に満たない場合は、現場閉所の達成状況に応じて精算変更時に各経費の補正を見直します。4週6休に満たない場合は補正は行いません。 <p>(受注者希望型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事の予定価格は、週休2日制工事にかかる補正を行っていません。 ・受注者希望に基づき週休2日制工事を実施する場合の条件は次のとおりとします。 <ul style="list-style-type: none"> － 受注者は現場閉所又は交替制の週休2日制工事を希望することができます。 － 工期内において、現場閉所率又は休日率の達成状況に応じて精算変更時に各経費の補正を行います。